三　調　発　第　８９号
平成３０年１０月２９日

会　員　各　位

三重県土地家屋調査士会
会　長　池　畑　信　也

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の追加公開について

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の基準点につきましては、平成２６年７月７日付け三調発第５７号にてご案内させていただいておりますが、この度、津地方法務局より別添、平成３０年１０月９日付不登第１８４号のとおり新たに別紙記載の地区についての基準点成果を１１月１日から各管轄の法務局に備え付け、追加公開する旨の連絡がありました。

今回、追加公開された基準点は、平成２８年度に都市部官民境界基本調査が実施された地区が対象となり、これにより、平成２２年度から２８年度までの成果が公開されることになります。

今回の対象地区のうち、ＤＩＤ以外の地区については、今後新たに、世界測地系の成果により地積測量図を作成しなければならない地区となり、同成果地区内の土地について平成３１年２月１日以後分筆等の申請をした場合において、同成果を利用することができるにもかかわらず、同成果に基づかない地積測量図が作成されている場合には、基本三角点に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして、不動産登記法第２５条第９号により却下の対象となりますので、該当地区の業務を実施される際は、当該基準点成果をご確認いただき、使用指針に沿って適正にご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会ホームページの会員専用ページ・基準点資料関係に、追加公開分の成果の一部（調査区域図）を１０月２９日午後予定で掲載させていただきますのでご利用ください。

なお、平成２９年度以降の成果につきましても今後、順次公開予定となっていますことを申し添えさせていただきます。

別紙

追加公開地区

【本局】
・平成２８年度　津市藤方及び高茶屋小森町地内

【四日市支局】
・平成２８年度　三重郡朝日町大字縄生地内
・平成２８年度　三重郡川越町大字豊田及び高松地内

【伊勢支局】
・平成２８年度　伊勢市二見町荘、二見町茶屋地内
・平成２８年度　伊勢市二見町溝口、二見町山田原地内
・平成２８年度　度会郡南伊勢町東宮、奈屋浦及び贄浦地内

【尾鷲出張所】
・平成２８年度　尾鷲市須賀利町地内
・平成２８年度　北牟婁郡紀北町長島、古里及び道瀬地内

機密性２

不登第１８４号
平成３０年１０月９日

三重県土地家屋調査士会
会長　池畑　信也　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）　大　築　　誠



都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について（依頼）

平素は，登記行政に格別の御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，今般，国土交通省土地・建設産業局地籍調査課から法務省民事局を経由して，下記登記所の管轄に係る，標記の測量成果の送付がありました。

そこで，同登記所において，本年１１月１日から同成果を備え付け，一般に公開（閲覧のみ）しますのでお知らせします。

つきましては，平成３１年２月１日以降，本成果を備え付けた地域について分筆等の申請があった場合は，平成１８年８月１５日付け法務省民二第１７９４号法務省民事局民事第二課長通知「都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について」に基づいて取り扱うこととなりますので，貴会会員に周知していただきますよう，よろしくお願いいたします。

記

津地方法務局
（津市藤方及び高茶屋小森町地内）
津地方法務局四日市支局
（朝日町大字縄生地内，川越町大字豊田及び高松地内）
津地方法務局伊勢支局
（伊勢市二見町荘，二見町茶屋，二見町溝口，二見町山田原地内）
（南伊勢町東宮，奈良浦及び贄浦地区）
津地方法務局尾鷲出張所
（尾鷲市須賀利町地内，紀北町長島，古里及び道瀬地内）